第1章 社会・文化・地域

1. 世界と日本

1 FTA (自由貿易協定) (Free Trade Agreement)

2国以上の間で結ぶ自由貿易の取り決め。関税や貿易に制約を与えるルールをなるべく取り除くことによって、自由貿易地域を作ろうとするもの。このFTAに制約を取り除く対象(労働者の移動、知的財産、投資保護のルールなど)を追加した発展形がEPA(経済連携協定)(2-5)である。日本は2002年シンガポールとの締結を皮切りに、2国間のEPAを中心に進めている。

WTO (世界貿易機関) (World Trade Organization)

国際貿易に関するルールを取り扱う国際機関。多国間の貿易がルールに従って行われるように促し、貿易紛争の解決を目指す。また自由で公正な貿易を進めるため多国間貿易交渉(ラウンド)を開催する。前身のGATT(ガット、関税および貿易に関する一般協定)が組織を強化する形で、1995年よりWTOとなる。

国際移住機関 (IOM) (International Organization for Migration)

世界的な人の移動(移住)の問題を専門に扱う国際機関。具体的には戦争や災害によって生み出された避難民の支援、戦後の復興や平和構築、移民の強制労働や性的搾取を防ぐことなどが目的。日本においては1980年代にインドシナ難民(2-25)の受け入れ支援という形でIOMの活動が始まっている。

4

ユネスコ (UNESCO)





国際連合教育科学文化機関。各国の教育、科学、文化の協力と交流を通じて、国際平和と人類の福祉を促進することを目的とする。具体的には平和の構築、貧困の削減、持続可能な開発、異文化間の対話に貢献することを目指す。日本の国内組織としては、日本ユネスコ協会連盟があり、ユネスコと連携を取りながら活動を行っている。活動例としては、途上国での教育支援を行う「世界寺子屋運動」、文化・自然を守り伝える「世界遺産・地域遺産活動」、青少年向け国際理解教育を推進する「青少年活動」などがある。

国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)

(United Nations High Commissioner for Refugees)

難民(2-2)を国際的に保護し、支援することを目的とする機関。具体的には難民を出身国へ安全、自発的に帰還させること、または定住先社会に溶け込めるように援助をすることなどが高等弁務官の任務。

ODA (政府開発援助) (Official Development Assistance)

政府または政府の関係機関によって開発途上国(または国際機関)に行う援助のこと。開発途上国の経済・社会の発展や福祉の向上を目的とする。主に資金や技術提供の形で行われる協力を指す。このODAを担当している国内機関がJICA(国際協力機構)(3-14)である。

経済協力開発機構(OECD)

先進諸国の経済政策を調整するために設置された国際機関の一つ。1961年に設立され、日本(1964年加盟)を含む30カ国以上が参加している(2019年1月現在)。 先進国間の情報交流を通じて、経済成長、貿易自由化、途上国支援に貢献することを目的としている。外国人移住者統計(有効なビザを保有し、90日以上在留予定の外国人の数)を毎年発表しており、日本は加盟国中、常に上位に入る移民受け入れ国であるとされている。このことは日本のメディアで取り上げられることがあるが、各国が公開しているデータが同質ではない上に、外国人に発給する在留資格は条件が異なるため、簡単に比較はできない。また、日本には技能実習生(2-21)のように数年で帰国する資格が存在するため、移民受け入れ国であることと在留外国人の割合が高いことは相関しない。